石狩湾新港管理組合告示第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和８年９月29日

石狩湾新港管理組合
管理者　鈴木　直道

１　入札に付す事項
（１）契約の目的の名称及び数量
石狩湾新港利用促進セミナー運営業務　一式
（２）契約の目的の仕様等
業務処理要領等による。
（３）契約期間
契約締結日の翌開庁日から令和９年３月19日まで

２　入札に参加する者に必要な資格
令和８年石狩湾新港管理組合告示第22号に規定する石狩湾新港利用促進セミナー運営業務に関する資格を有すること。

３　契約条項を示す場所
石狩市新港南２丁目725-1
石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

４　入札書の提出方法等
（１）入札書の提出場所
石狩市新港南２丁目725-1
石狩湾新港管理組合総務部総務グループ
（２）入札書の受領期限
令和８年10月28日（水）９時00分（送付の場合は必着のこと。）
（３）入札書の提出方法
郵送又は持参により提出すること。
ア　持参による提出
入札書は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「「石狩湾新港利用促進セミナー運営業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記(２)の受領期限までに上記(１)宛てに提出すること。
イ　送付による提出
二重封筒とし、外封に「「石狩湾新港利用促進セミナー運営業務」の入札書在中」の旨を記載し、中封及び入札書は上記(３)アと同様に作成し、上記(２)の受領期限までに上記(１)宛てに送付すること。
ウ　電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
エ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。
（４）開札の場所及び日時
石狩市新港南２丁目725-1
石狩湾新港管理組合小会議室
令和８年10月28日（水）９時30分

5　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7　落札者の決定方法

石狩湾新港管理組合財務規則（昭和53年規則第７号。以下「財務規則」という。）第98条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8　落札者と契約の締結を行わない場合

（１）落札者が暴力団関係事業者等であることにより石狩湾新港管理組合が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

（２）落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

9　図面、仕様書及び業務処理要領等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

（１）入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア　閲覧期間

令和８年９月29日（火）から令和８年10月27日（火）（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで

イ　閲覧場所

石狩市新港南２丁目725-1

石狩湾新港管理組合閲覧室

（２）設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア　受付期間

令和８年９月29日（火）から令和８年10月20日（火）（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで

イ　受付場所

郵便番号061-3244　石狩市新港南２丁目725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

（３）質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア　閲覧期間

令和８年９月29日（火）から令和８年10月27日（火）（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで

イ　閲覧場所

石狩市新港南２丁目725-1

石狩湾新港管理組合閲覧室

10　契約書作成の要否

要

11　その他

（１）無効入札

開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第101条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第１項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

（３）最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第２項の規定による最低制限価格を設定していない。

（４）入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

（５）契約に関する事務を担当する組織

ア　名称　　石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

イ　所在地　　郵便番号061-3244　石狩市新港南２丁目725-1

ウ　電話番号　0133-64-6661

（６）前金払

前金払はしない。

（７）概算払

概算払はしない。

（８）入札の執行

初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

（９）入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(11) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を石狩湾新港管理組合に提出し、石狩湾新港管理組合が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、石狩湾新港管理組合が指定する様式により依頼すること。

(12) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。